

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の名称	経営 体の 区分 (注2)	添付 書類 省略 の区 分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
1	日吉津村	富吉		423	田	田	水田	963.00	963.00	R4.6.13	R14.6.12	10年	-	-	R7.4.1	R14.6.12	7年3月	-	-	農事組合法人ひえづ	①	B,C			○			①	
2	日吉津村	富吉		473-1	田	田	水田	855.00	855.00	H30.4.1	R10.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C			○			①	
3	日吉津村	富吉		506	田	田	水田	973.00	973.00	H30.4.1	R10.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C			○			①	
4	日吉津村	富吉		887-3	田	田	水田	147.00	147.00	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C	○					①	
5	日吉津村	富吉		825-1	田	田	水田	821.00	821.00	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C	○					①	
6	日吉津村	富吉		1386	田	田	水田	851.00	851.00	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C	○					①	
7	日吉津村	富吉		1387	田	田	水田	1,853.00	1,853.00	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	株徳原ファーム	①	B,C	○					①	
8	日吉津村	富吉		1418	畑	畑	普通畑	592.00	592.00	R7.4.1	R12.3.31	5年	-	-	R7.4.1	R12.3.31	5年	-	-	熊野 泉	⑥				○			①	
9	日吉津村	富吉		1177-1	田	田	水田	602.00	602.00	R3.1.1	R13.6.30	10年6月	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	熊野 泉	⑥				○			①	
10	日吉津村	富吉		1179-6	田	田	水田	298.00	298.00	R3.1.1	R13.6.30	10年6月	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	熊野 泉	⑥				○			①	
11	日吉津村	富吉		327-1	田	田	水田	961.00	961.00	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	田中 泰栄	⑥		○					①	
12	日吉津村	日吉津		2228	畑	畑	普通畑	711.00	711.00	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	R7.4.1	R17.3.31	10年	-	-	田中 泰栄	⑥		○					①	
13	日吉津村	日吉津		2180	畑	畑	普通畑	468.00	468.00	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	R7.4.1	R10.3.31	3年	-	-	村上 達哉	⑥	A			○			①	
14	日吉津村	日吉津		573-1	田	田	水田	1,129.00	1,129.00	R7.4.1	R12.3.31	5年	玄米30kg/ 年	玄米30kg/ 年	R7.4.1	R12.3.31	5年	玄米30kg/ 年	玄米30kg/ 年	富田 立身	⑥		○					①	
15	日吉津村	富吉		1211- 4(2)	畑	畑	普通畑	1,756.00	1,000.00	R7.4.1	R12.3.31	5年	-	-	R7.4.1	R12.3.31	5年	-	-	野口 幸司	①	A			○			①	
								12,980.00	12,224.00																				

○注記ごとに該当する記号を記載

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 農地中間管理事業で契約実績のある貸借契約で、同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 農地中間管理事業で契約実績のある法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。